最終更新日:2017年3月31日
新報国製鉄株式会社
代表取締役社長 成瀬　正
問合せ先:総務部長 小林民雄
証券コード:5542
http://www.shst.co.jp/

当社のコーポレート･ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート･ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会、経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と、経営の健全性の向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けております。その実現のために、株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、地域社会、社員等との良好な関係を築くとともに、現在の株主総会、取締役会など、法律上の機能制度を一層強化･改善･整備しながら、コーポレート･ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

【コーポレートガバナンス･コードの各原則を実施しない理由】

当社は、ＪＡＳＤＡＱ上場企業として各基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新日鐵住金株式会社	620,000	17.66
株式会社湊組	270,000	7.69
株式会社埼玉りそな銀行	156,800	4.47
石田　龍山	151,000	4.30
株式会社山本本店	107,000	3.05
日東紡績株式会社	100,000	2.85
マネックス証券株式会社	75,110	2.14
株式会社ＳＢＩ証券	74,300	2.12
日本証券金融株式会社	58,500	1.67
清水　長助	49,100	1.40

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
笹本　昌克	他の会社の出身者											
篠宮　雅明	公認会計士								△			
丸茂　隆	税理士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
笹本　昌克	○	○	―――	企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、また一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
篠宮　雅明	○	○	当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人の出身であります。	公認会計士としての専門的見地とともに、社外の立場からの視点を入れた判断も担保され、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たすことが可能と判断し、独立役員に指定しております。

丸茂　隆	○	○	―――	税理士としての専門的見地とともに、社外の立場からの視点を入れた判断も担保され、取締役会の意思決定の妥当性･適正性を確保するための役割を果たすことが可能と判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	0	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員と協議の上、監査室員を監査等委員を補助すべき使用人として指名することができることとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社内には社長直轄の監査室（人員2名）があり、監査等委員及び会計監査人と緊密に連携しながら業務遂行状況を監査しております。監査等委員は、取締役会に常時参加し、取締役の業務執行状況を監査しております。また、会計監査人及び監査室と連携しながら業務遂行状況を監査しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

必要性を認めていないため。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成28年12月期
取締役(監査等委員を除く)(社外取締役を除く)　51百万円
取締役(監査等委員)(社外取締役を除く) 7百万円
監査役 (社外監査役を除く)　2百万円
社外役員　17百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の限度額は、平成28年3月29日開催の第83回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額を、年額1億5千万円以内(社外取締役2千万円以内)とし、監査等委員である取締役の報酬額を年額5千万円以内と決議しております。

【社外取締役のサポート体制】

監査室が社外取締役を補佐する。毎月開催の取締役会に出席し、社外取締役以外の取締役よりヒアリングを実施する機会を与えられていると共に代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は取締役会を基本機構としている。監査等委員4名のうち3名は社外から迎えており、監査等委員の経営監督機能の充実に努めている。また、取締役会には、監査等委員が常時参加し、取締役の業務執行状況を監査している。取締役会は月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定すると共に、業務執行の状況を逐次監督している。また、当社内には社長直轄の監査室(人員2名)があり、監査等委員と緊密に連携しながら業務遂行状況を監査している。会計監査については、新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、正しい経営情報を提供すると共に、公平不偏の立場から監査が実施される環境を整備している。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

平成28年3月29日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。取締役会の監査・監督機能強化により、コーポレート・ガバナンスの更なる充実と企業価値の向上を図る体制としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、プレスリリース等を掲載している。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	ＩＳＯ－９００１、１４００１の認証維持、改善の活動を続けている。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制
当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス規定を定め周知徹底する。また、社長直轄の監査室は、各部署における業務遂行状況を監査する。
2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係わる文書･情報については、社内規定に基づき保存･管理を行っており、取締役及び監査等委員は、常時これらの文書等を閲覧することができる。
3．損失の危険の管理に関する規定その他の体制
監査室及び各部門においてリスクを把握しその対応策の検討を行い、その結果を取締役会へ報告する。また、監査室はリスク項目について定期的に点検･管理する。
4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督している。
5．当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制
子会社に対し当社の監査室は、定期的に業務の適性を監査する。
6．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査室員を監査等委員を補助すべき使用人として指名することができる。
7．監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指定された使用人への指揮権は監査等委員会に移行されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
8．取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項の発生、または発生するおそれがあるときは直ちに監査等委員会に報告する。
9．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、業務執行状況を把握するため取締役会に参加し、必要に応じて説明を求めることができる。また、監査等委員と会計監査人との意見や情報の交換を行うための体制も整備する。
10．財務報告の信頼性を確保するための体制
当社及び当社子会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効且つ適切な提出に向け、内部統制システム構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力･団体に対しては、断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断することを基本方針とする。また、必要に応じて警察･顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的且つ速やかに対応する。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要
1.基本方針について
　当社は株主、投資家の方々に迅速で正確かつ公平な会社情報の適時適切な開示を行うことを基本方針としております。
2.会社情報の適時開示に関する社内体制について
　当社が行う当社および当社グループに関する重要な会社情報の開示は、原則として東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」に基づいて行い、必要に応じて事前に東京証券取引所に相談しております。
　決定事実･決算情報･発生事実およびその他の会社情報につき、当該案件部署、関係部署（総務･経理）において「有価証券上場規程」に準じて協議し、速やかに社長をはじめとする関係役員に報告する体制になっております。
3.情報開示の判断と開示手続について
　原則として取締役会決議後、情報開示･公表担当部署が速やかに適時開示システム（TDnet）を通じて東京証券取引所に開示するとともに投資家の利便を考慮して当社ホームページへの掲載をしております。
　「有価証券上場規程」において開示義務がないとされる事項においても、投資判断に影響を及ぼす可能性があると判断したものについては、上記と同様の手続で開示いたします。

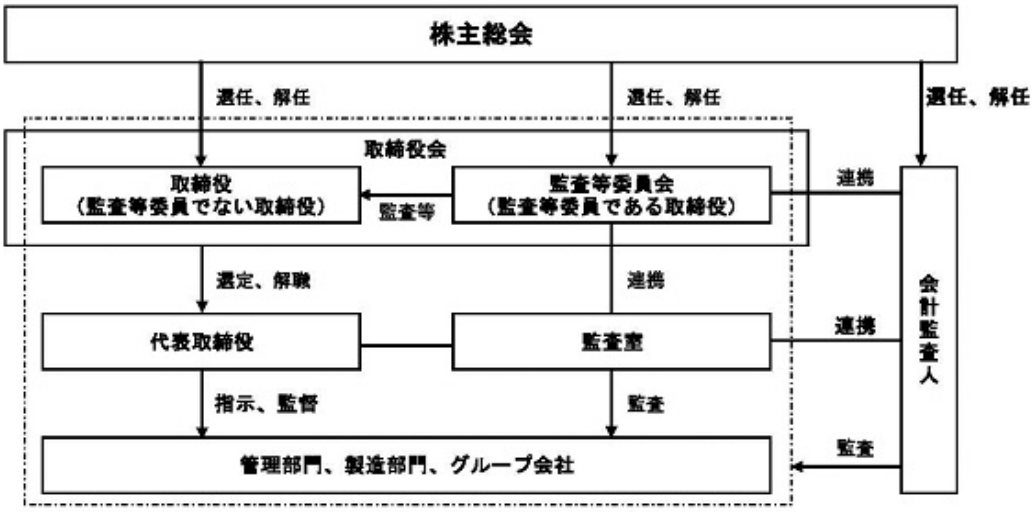
株主総会
選任、解任
選任、解任
選任、解任
取締役会
取締役
（監査等委員でない取締役）
監査等
監査等委員会
（監査等委員である取締役）
連携
選定、解職
連携
代表取締役
監査室
連携
指示、監督
監査
管理部門、製造部門、グループ会社
監査
会計監査人